平成 25 年 11 月 18 日

各　　位

会 社 名　株式会社　アートネイチャー
代表者名　代表取締役会長兼社長　五十嵐　祥剛
（ＪＡＳＤＡＱ・コード７８２３）
問合せ先　取締役兼上席執行役員経営企画部長　内 藤　　功
電話　03－3379－3228

新株式発行並びに株式売出しに関するお知らせ

平成 25 年 11 月 18 日開催の当社取締役会において、新株式発行並びに当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

【本資金調達の目的】

当社グループは、「ふやしたいのは、笑顔です。」をモットーに、1965 年の創業以来、髪にお悩みを抱えるお客様の為、オーダーメードかつらを主力に、増毛、育毛などを手掛ける、日本初の総合毛髪企業として事業展開を進めてまいりました。長年にわたって「商品開発力」「技術力」「接客力」に磨きをかけ、お客様に信頼と満足をお届けすることを通じて、持続的な成長と安定的な収益の確保を続けております。

当期においては更なる成長を目指すべく、「製造・販売一体となったお客様満足の追求」「新業態・新チャネルでの成果の創出」「業務革新の推進と利益構造の改善」「強い人材の育成と働き甲斐のある職場風土の確立」を基本方針として、効果的な広告宣伝による商品・サービスの訴求力の向上と、提案力・接客力を強化することで、お客様を増やし、定着を推進するように取り組んでおります。

主力のオーダーメードかつらを中心とした事業では、春と秋、年 2 回新商品を市場投入し、お客様のニーズにきめ細かく対応し、お客様を増やしております。特に高齢化社会、アンチエイジング指向の高まりなどで、女性のお客様が着実に増加してきていることから、当社では、女性向けの拡販に注力しております。

一方で、より手軽にかつらなどを楽しんでいただけるように、男性向け、女性向けそれぞれに既製品ウィッグの販売も手掛けております。特に女性向けブランドの「ジュリア・オージェ」では、全国直営店も 40 店舗を超えるまで拡大し、着実な成長を遂げております。また販売チャネルの拡大として、自社オンラインショップを立ち上げ、毛髪関連商品だけでなく健康などをテーマとした商品も販売し、お客様の利便性の向上にも努めております。

このような中、当社では今般の資金調達を通じて、当社グループの毛髪製品の生産力拡大の為、カンボジア王国での新工場建設を手掛けるとともに、お客様満足向上の為の店舗の移転やリニューアルなどを実施し、更なる企業価値の向上に努めてまいります。また、当社株主の売出しも同時に行うことで、株式の分布状況の改善および流動性の向上を図ってまいります。

記

１．公募による新株式発行（一般募集）

（１）募集株式の種類及び数　当社普通株式　450,000株

（２）払込金額の決定方法　日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成25年11月26日(火)から平成25年11月29日(金)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。

（３）増加する資本金及び資本準備金の額　増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

（４）募集方法　一般募集とし、野村證券株式会社を主幹事会社とする引受団(以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（１円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。

（５）引受人の対価　引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。

（６）申込期間　発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の２営業日後の日まで。

（７）払込期日　平成25年12月６日(金)

（８）申込株数単位　100株

（９）払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役会長兼社長五十嵐祥剛に一任する。

(10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

２．株式売出し（引受人の買取引受による売出し）

（１）売出株式の種類及び数　当社普通株式　778,000株

（２）売出人及び売出株式数

氏名	売出株式数
五十嵐　祥剛	600,000株
林　俊一	60,000株
五十嵐　愛子	40,000株
五十嵐　佳奈子	40,000株
小林　芳雄	38,000株

（3）売　出　価　格　日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（１円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。

（4）売　出　方　法　売出しとし、引受人に全株式を買取引受けさせる。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額（一般募集における払込金額と同一とする。）を差し引いた額の総額とする。

（5）申　込　期　間　発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の２営業日後の日まで。なお、申込期間は一般募集における申込期間と同一とする。

（6）受　渡　期　日　平成 25 年 12 月９日(月)

（7）申込株数単位　100 株

（8）売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役会長兼社長五十嵐祥剛に一任する。

（9）上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

３．株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記＜ご参考＞１．を参照のこと。）

（1）売出株式の種類及び数　当社普通株式　180,000 株
なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。

（2）売出人及び売出株式数　野村證券株式会社　180,000 株

（3）売　出　価　格　未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）

（4）売　出　方　法　一般募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から 180,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。

（5）申　込　期　間　引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。

（6）受　渡　期　日　引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。

（7）申込株数単位　100 株

（8）売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役会長兼社長五十嵐祥剛に一任する。

（9）上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

４．第三者割当による新株式発行（後記＜ご参考＞１．を参照のこと。）

（１）	募集株式の種類及び数	当社普通株式　180,000 株
（２）	払込金額の決定方法	発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。
（３）	増加する資本金及び資本準備金の額	増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
（４）	割当先	野村證券株式会社
（５）	申込期間(申込期日)	平成 25 年 12 月 24 日(火)
（６）	払込期日	平成 25 年 12 月 25 日(水)
（７）	申込株数単位	100 株

（８）上記（５）に記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。

（９）払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役会長兼社長五十嵐祥剛に一任する。

＜ご参考＞

１．オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「３．株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「１．公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集及び前記「２．株式売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から 180,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、180,000 株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成 25 年 11 月 18 日(月)開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式 180,000 株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成 25 年 12 月 25 日(水)を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村證券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出し（以下「本件募集売出し」という。）の申込期間の終了する日の翌日から平成 25 年 12 月 17 日(火)までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、本件募集売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

２．今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	16,527,600 株	（平成 25 年 11 月 18 日現在）
公募増資による増加株式数	450,000 株	
公募増資後の発行済株式総数	16,977,600 株	
第三者割当増資による増加株式数	180,000 株	（注）
第三者割当増資後の発行済株式総数	17,157,600 株	（注）

（注）前記「４．第三者割当による新株式発行」の発行新株式数の全株に対し野村證券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

３．調達資金の使途

（１）今回の調達資金の使途

今回の公募増資及び第三者割当増資に係る手取概算額合計上限1,280,910,000円について、625,000,000 円を平成 27 年３月末までに毛髪製品の生産能力拡大のためカンボジア王国での新工場建設に充当し、残額を平成 27 年３月末までに営業店移転・リニューアル費用に充当する予定であります。

なお、設備計画の内容については、平成25年11月18日現在（ただし、既支払額については平成25年９月30日現在）以下のとおりとなっております。

事業所名	所在地	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定		完成後の増加能力
			総額（千円）	既支払額（千円）		着手	完了	
営業店	全国	営業店移転・リニューアル	2,803,485	346,324	自己資金及び増資資金	平成25年4月	平成27年3月	営業店の移転・改善
自社ビル及び営業店	全国	自社ビル及び営業店の改修等	196,000	137,003	自己資金	平成25年4月	平成26年3月	自社ビルの改修、営業店の理美容機器の入替
本社	東京都渋谷区	販売・顧客管理システムの機能強化	95,000	52,516	自己資金	平成25年4月	平成26年3月	操作性向上及び営業店の業務効率改善
本社	東京都渋谷区	その他システムの機能強化	51,700	3,757	自己資金	平成25年10月	平成26年3月	業務効率改善
本社	東京都渋谷区	本社・店舗システム機器統合・交換	45,000	17,150	自己資金	平成25年10月	平成26年3月	業務効率改善
本社	東京都渋谷区	内部統制強化	32,000	10,076	自己資金	平成25年4月	平成26年3月	操作性向上及び内部統制機能の強化
本社	東京都渋谷区	別形態店舗（ジュリア・オージェ）システム対応	23,500	－	自己資金	平成25年10月	平成26年3月	業務効率改善
本社	東京都渋谷区	生産システム導入	28,000	－	自己資金	平成25年10月	平成26年3月	業務効率改善
当社海外工場	カンボジア王国	新工場建設	800,000	－	自己資金及び増資資金	平成25年12月	平成27年3月	毛髪製品の生産能力拡大

（注）１．金額には消費税等は含まれておりません。

２．内訳は以下のとおりであります。

事業所名（所在地）	投資予定金額	
	総額（千円）	既支払額（千円）
関東信越ブロック　１店舗 内レディース専門店　１店舗	44,784	36,084
首都圏ブロック　７店舗 内レディース専門店　２店舗	615,759	76,166
中部ブロック　４店舗 内レディース専門店　１店舗	211,176	－
関西ブロック　８店舗 内レディース専門店　５店舗	624,557	153,172
中四国ブロック　２店舗	179,987	－
九州ブロック　３店舗 内レディース専門店　１店舗	189,046	－
ジュリア･オージェ　計42店舗	830,028	72,787
その他改修等	108,148	8,113
合計	2,803,485	346,324

３．資金調達方法欄の増資資金は、今回の一般募集及び本件第三者割当増資による資金調達であります。

（２）前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

（３）業績に与える影響

今回の資金調達による当期業績予想への影響は軽微でありますが、調達資金を、当社グループの新工場建設等の設備投資資金に充当することにより、当社グループの中長期的な成長と企業価値の向上に資するものと考えております。

４．株主への利益配分等

（１）利益配分に関する基本方針

当社は、株主への利益還元を経営の最重要課題の一つと認識しており、経営基盤の強化、財務体質の強化及び将来の事業拡大のための内部留保の充実を勘案しつつ、株主への安定配当の維持に努めることを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年２回の剰余金の配当を行うことを基本方針とします。

なお、当社は、「取締役会の決議によって、毎年９月 30 日を基準日として、中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

（２）配当決定にあたっての考え方

剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

（３）内部留保資金の使途

内部留保金につきましては、厳しい競合他社との競争に打ち勝っていくため、他社との差別化、営業力強化を図るべく店舗の移転・リニューアル、システム等に有効投資してまいりたいと考えております。

（４）過去３決算期間の配当状況等

	平成 23 年３月期	平成 24 年３月期	平成 25 年３月期
１株当たり連結当期純利益	45.79 円	101.69 円	145.75 円
１株当たり年間配当金 （内１株当たり中間配当金）	50 円 (25 円)	50 円 (25 円)	50 円 (25 円)
実績連結配当性向	109.2%	49.2%	34.3%
自己資本連結当期純利益率	4.8%	10.3%	13.7%
連結純資産配当率	5.2%	5.1%	4.7%

（注）１．実績連結配当性向は、１株当たり年間配当金を１株当たり連結当期純利益で除した数値です。

２．自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本（純資産合計から新株予約権と少数株主持分を控除した額で期首と期末の平均）で除した数値です。

３．連結純資産配当率は、１株当たり年間配当金を１株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。

５．その他

（１）配分先の指定

該当事項はありません。

（２）潜在株式による希薄化情報

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法及び会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものです。なお、公募増資及び第三者割当増資後の発行済株式総数（17,157,600 株）に対する下記の新株発行予定残数の比率は 0.70％となる見込みです。

ストックオプション付与の状況（平成 25 年 11 月 18 日現在）

株主総会決議日	新株式発行 予定残数	新株予約権の 行使時の払込金額	行使期間
平成 18 年３月９日	45,300 株	300 円	平成 20 年３月 10 日から 平成 28 年３月９日まで
平成 24 年６月 21 日	75,500 株	１円	平成 26 年８月２日から 平成 34 年７月 31 日まで

（３）過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去３年間に行われたエクイティ･ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去３決算期間及び直前の株価等の推移

	平成 23 年３月期	平成 24 年３月期	平成 25 年３月期	平成 26 年３月期
始　値	770 円	780 円	970 円	1,562 円
高　値	854 円	1,060 円	1,675 円	2,490 円
安　値	690 円	749 円	956 円	1,455 円
終　値	785 円	970 円	1,590 円	2,353 円
株価収益率	17.1 倍	9.5 倍	10.9 倍	－

（注）１．平成 26 年３月期の株価については、平成 25 年 11 月 15 日現在で表示しています。
２．株価収益率は決算期末の株価（終値）を当該決算期の１株当たり連結当期純利益で除した数値です。

③過去５年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

（４）ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である五十嵐祥剛、林俊一、五十嵐愛子、五十嵐佳奈子及び小林芳雄並びに当社株主である有限会社アイ・コーポレーションは野村證券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して 90 日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以　上